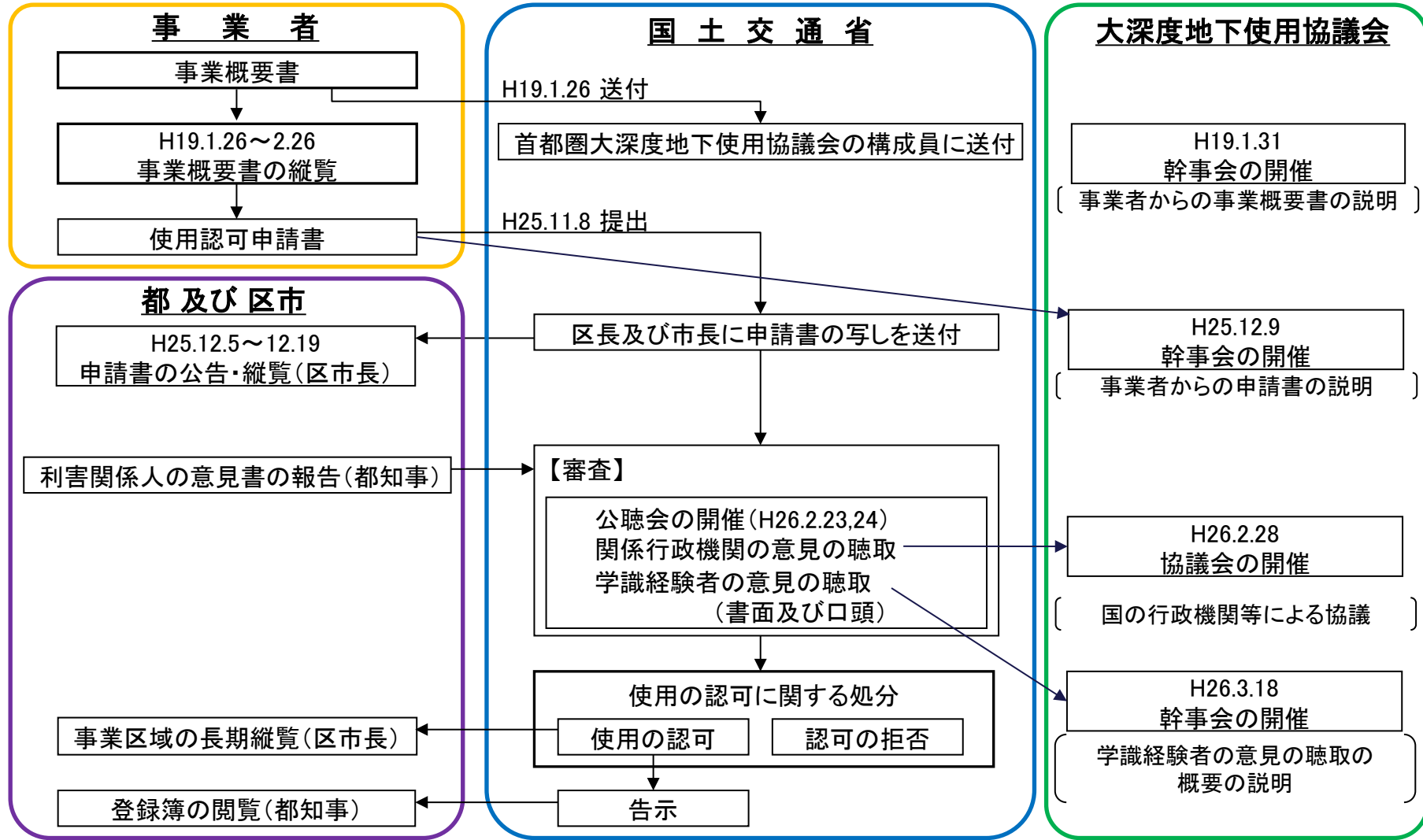


# 東京外かく環状道路(関越～東名)の 使用の認可に関する処分の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課  
平成26年3月

学識経験者の意見の聴取(法第20条)

国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。



# 東京外かく環状道路(関越～東名)の使用認可の申請に係る 学識経験者の意見の聴取の概要

## ①基準類の適用に関すること（書面による意見聴取）

学識経験者： 東京都立大学名誉教授 今田 徹  
一般社団法人日本トンネル技術協会専務理事 水谷 敏則  
独立行政法人土木研究所道路技術研究グループ長 真下 英人

意見聴取内容： 「大深度地下使用技術指針・同解説」は『トンネル径15m以内の単円シールドトンネル』を、「シールドトンネル設計・施工指針」は『シールド工法により建設する2車線道路トンネル』を適用範囲としているものの、本件事業の規模は『掘削外径15.8m、3車線道路』であることから、本件事業に両指針を適用することの妥当性について意見聴取を行い、「両指針を適用して差し支えない」との見解を得た。

## ②大深度地下の特定、地下水への影響、地盤変位に関すること（口頭による意見聴取）

開催日： 平成26年3月6日(木)  
出席者： 関西大学特任教授 大西 有三  
茨城工業高等専門学校長 日下部 治  
長岡技術科学大学教授 学長特任補佐 杉本 光隆

意見聴取項目： 大深度地下の特定について  
地下水への影響について  
施設設置による地盤変位について

### 意見聴取の主な内容について

○意見聴取項目に関して事業者が実施した調査、環境予測及び評価の内容については、妥当であると考えられる。なお、事業実施に当たり、事業者においては以下の項目について留意されたい。

- ・環境の保全の前提条件として、基準類に基づく適切な設計・施工・維持管理を確実に実施すること
- ・モニタリングとして、工事中及び工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと